

○経済産業省告示第百五十六号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第六条第一項の規定に基づき、外国為替及び外国貿易法第十六条第一項又は第三項の規定に基づく経済産業大臣の許可を受けなければならない支払等（平成二十一年経済産業省告示第二百二十九号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和五年十二月十五日

経済産業大臣 齋藤 健

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| 一 居住者若しくは非居住者による本邦から外国へ向けた支払又は居住者による非居住者との間 | 一 居住者若しくは非居住者による本邦から外国へ向けた支払又は居住者による非居住者との間 |

の支払であつて次に掲げるものに対して行うもの及びこれらのものによる本邦から外国へ向けた支払（イ又はロに掲げるもの（以下この号及び第六号において「第一号対象者」という。）に対して行う支払及び第一号対象者による支払については、当該第一号対象者のために当該第一号対象者以外の名義で行われるものその他の当該第一号対象者のために直接又は間接に行われるものを含む。）

イヌヌ 「略」

ル 資産凍結等の措置の対象となるロシア連邦

及びベラルーシ共和国以外の国の団体として

外務大臣が定めるもの（ウクライナをめぐる

の支払であつて次に掲げるものに対して行うもの及びこれらのものによる本邦から外国へ向けた支払（イ又はロに掲げるもの（以下この号及び第六号において「第一号対象者」という。）に対して行う支払及び第一号対象者による支払については、当該第一号対象者のために当該第一号対象者以外の名義で行われるものその他の当該第一号対象者のために直接又は間接に行われるものを含む。）

イヌヌ 「略」

「新設」

| | |
|---|------------------------------|
| <p>国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる資産凍結等の措置の対象となるロシア連邦及びベラルーシ共和国以外の国の団体を指定する件（令和五年外務省告示第四百四十五号）で定めるものをいう。）</p> <p>ヲク夕 「略」</p> <p>二七七 「略」</p> | <p>ルヨ 「略」</p> <p>二七七 「略」</p> |
| <p>備考 表中の「」は注記である。</p> | |